平 成 ２９年 １０月 ６日
株式会社　山梨中央銀行

「山梨県平成２９年度第１回公募公債（１０年）」の募集について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関　光良）では、山梨県平成２９年度第１回公募公債（１０年）の募集を開始しますのでお知らせいたします。

本債券は、山梨県が発行する全国型市場公募地方債で、発行額は２００億円です。

当行は、山梨県の指定金融機関として、募集受託会社およびシンジケート団代表幹事を受託し、債券発行をサポートするとともに、下記のとおり窓口において販売を行います。

記

１．銘 柄 名	山梨県平成２９年度第１回公募公債（１０年）
２．募集単位	額面１万円以上１万円単位
３．取 扱 額	４４億円
４．利率・発行価格	利率　　０．２０５％ 発行価格　　１００円 応募者利回り　０．２０５％
５．発 行 日	平成２９年１０月３０日（月）
６．償還期日	平成３９年１０月２９日（金）（満期一括償還）
７．利 払 日	毎年４月および１０月の各３０日 （金融機関の休業日にあたる場合は前営業日）
８．販売期間	平成２９年１０月１０日（火）～平成２９年１０月２３日（月）
９．取扱店舗	全営業店（ローンスクエア甲府支店およびインターネット富士山支店を除きます）

※お客さまからのお問い合わせ先
山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電　　話】０１２０－２０１８６２（ふれあいハローに）　照会コード「９」

【受付時間】月曜日～金曜日　９：００～１７：００
（ただし、祝日・１２／３１～１／３は除きます）

本債券の詳細については、別添「山梨県公募公債の説明書」をご覧ください。

以　上

（契約締結前交付書面）

山梨県公募公債の説明書

山梨中央銀行

山梨県公募公債の契約締結にあたっては、この書面の記載事項をよくお読みいただいたうえで、お申し込みください。

（平成２８年１月１日現在）

山梨県公募公債の説明書
（契約締結前交付書面）

山梨県公募公債のご契約締結にあたっては、この書面の記載事項をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇山梨県公募公債とは

＊山梨県が必要な資金を集めるために発行する債券です。

＊元金と利子の支払いは山梨県が行います。

＊お取引の対象は、個人・法人のお客さまを問いません。

手数料などの諸費用

- ご購入の際は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- お取引口座の管理に関する手数料はありません。

投資リスク・損失が生じる要因

- 山梨県公募公債の価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、山梨県の信用状況の変化やそれらに関する外部評価（格付機関による債券格付等）の変化によっても上下します。
- 山梨県公募公債を償還日まで保有した場合は、額面金額を受取ることができますが、満期償還前に売却する場合は、金利の上昇や山梨県の信用状況の悪化等による価格の下落により、お受取額がご投資額を下回り、損失が生じることがあります。
- 発行体である山梨県が破綻した場合は、利子や償還金の支払いが不能になり、損失を生じることがあります。

クーリングオフ

- クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。

〇山梨県公募公債の取引に係る金融商品取引契約の概要

＊当行は、山梨県公募公債の募集の取扱いおよび当行が自己で直接お取引の相手方となる売買を行います。

＊お取引にあたっては、取引口座の開設が必要です。

＊お取引のご注文は、原則としてあらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券をお預りしたうえで受付けます。

＊ご注文にあたっては、当行所定の申込書により、銘柄、売り買いの別、数量等、注文の執行に必要な事項を明示してください。

＊お取引が成立した場合は、お客さまに取引報告書を郵送いたします。

山梨県公募公債の取引内容

取引対象	お取引の対象は、個人・法人のお客さまを問いません。
発 行 日	山梨県が決定した日に発行されます。
償還期限	山梨県が発行する償還期限１０年の債券です。
適用利率	・発行時の利率が満期償還まで変わらない「固定金利制」を採用しています。 ・適用利率は、発行時の実勢金利によって決定されます。 ・適用利率に上限・下限はありません。
購入方法	・募集期間中は、随時、お申込みが可能です。 ・購入代金は、お申込日当日にお支払いいただきます。
購入単位	購入単位は、額面金額１万円以上、１万円単位です。
購入価格	・販売価格は、実勢価格に基づいてその都度、決定いたします。 ・お客さまが、山梨県公募公債をご購入になった日から、初回の利払日までの期間が６ヵ月に満たない場合があります。 その場合は、お客さまがご購入の際に経過利子として６ヵ月に満たない日数に応じた日割りの利子相当額をお支払いいただきます。 ※初回の利払日にはお客さまに６ヵ月分の利子が支払われるため、経過利子のお支払いは、お客さまの不利益になるものではありません。
利払方法	・年２回、半年ごとに支払われます。 ・利子は、利払日にお客さまの指定預金口座に自動入金いたします。 ・利払日は、毎年の発行月および発行月の半年後の応答月の山梨県が定めた日（金融機関の休業日にあたる場合は前営業日）です。
中途換金	・随時、お申込みが可能です。 ＊売却代金＝額面金額×買取単価÷１００円＋経過利息 ・売却代金は、約定日から起算して４営業日目にお客さまの指定預金口座に入金いたします。
償還方法	・償還日に額面金額１００円につき１００円をお支払いいたします。 ・償還金は、お客さまの指定預金口座に自動入金いたします。

取扱制限	・募集期間以外は、ご購入のお申込みはできません。 ・ご売却する銘柄が利払月にあたる場合は、利払日の６営業日前から利払日の前営業日までの期間は、お支払いする利子を確定する期間のため、ご売却はできません。
課税上の取 扱 い	・山梨県公募公債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 ・個人のお客さまについては、半年ごとに支払われる利子に対して２０．３１５％（所得税１５．３１５％・住民税５％）の税金が源泉徴収されます（法人の場合は個人のお客さまと異なります）。 ※復興特別所得税の追加課税により、平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの２５年間、所得税に０．３１５％が上乗せとなります。 ・マル優、特別マル優（非課税貯蓄制度）をご利用になれます。 ・山梨県公募公債の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。 なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合せください。 ・税制は、将来、変更される可能性があります。
クーリングオフの適用	・クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。
認定投資者保護団体の有無	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。

山梨県公募公債は・・・

- 預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- 預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて発行される債券ですが、券面は発行されませんので、お客さまに本券をお渡しすることはできません。

債券投資の参考情報（価格情報）の入手方法について

日本証券業協会では、投資者の皆様が公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本証券業協会のホームページ http://www.jsda.or.jp/）や一部の新聞等においてもご覧になれます。

また、当行の店頭においても、これらの価格情報のほか、証券取引所における約定価格（又は最終気配）をお問い合わせいただけます。

○当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

＊有価証券（国債、地方債等）の売買、引受け、募集、売出し、私募の取扱業務

＊投資信託の売買、募集、私募の取扱業務　＊金融商品仲介業務

当 行 の 概 要

商　　号	株式会社 山梨中央銀行
登 録 番 号	登録金融機関　関東財務局長（登金）第４１号
本店所在地	〒４００－８６０１　山梨県甲府市丸の内一丁目２０番８号
加 入 協 会	日本証券業協会
資　本　金	１５４億円
主 な 事 業	銀行業、登録金融機関業務
設 立 年 月	昭和１６年１２月
問い合せ先	山梨県甲府市丸の内一丁目 20 番８号 株式会社 山梨中央銀行 個人推進部 電話 ０５５－２２４－１１５９
当行の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会連絡先：全国銀行協会相談室 電話　０５７０－０１７１０９　または０３－５２５２－３７７２ 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話　０１２０－６４－５００５